文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあっては、九百平方メートルとする。

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出）

第二十三条　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一　土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

二　（略）

第二十四条　（略）

一・二　（略）

三　土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ

四　現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五条　法第四条第一項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四　（略）

五　都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更

（法第四条第二項の調査の結果の提出）

第二十五条の三　法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土壌汚染状況調査を行った場所

三　土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四　土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

五　土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関する事項

六　土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七　土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

八　土地の形質の変更をしようとする者が土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称

（土地の形質の変更の届出）

第二十三条　（略）

2　前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

一　土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）をしようとする場所を明らかにした図面

二　（略）

第二十四条　（略）

一・二　（略）

三　土地の形質の変更の規模

（新規）

（土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五条　法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四　（略）

（新規）